

警視庁における高齢者の交通事故対策

はじめに

これは、(一財)全日本交通安全協会発行の「人と車」2018年4月号に掲載された記事の概要を紹介するものである。筆者は警視庁交通部交通安全管理官 金子賢司(かねこ・けんじ)警視である。

■ 高齢者が関与する交通事故の概要

高齢化が進み、高齢者が関与する交通事故の増加が懸念される。都の人口に占める65歳以上の高齢者(以下65歳以上を「高齢者」とする)の割合は23.2%であるが、昨年の交通事故死者数164人中の高齢者は63人で38.4%を占めた。特に高齢者の歩行中の死者は44人で63人中69.8%であった。

警視庁では、第10次東京都交通安全計画で「平成32年までに年間の交通事故死者数を125人以下にする」とされている。また本年、「交通死亡事故「ゼロ」を目指して～チャレンジロード140～」が設定された。

■ 平成29年中の高齢者事故の発生状況

都内における全交通事故発生件数は32,763件であり、10年前より35,840件、52.2%も減少している。その一方、高齢者事故は11,097件であり、10年前より3,800件、25.5%の減少に留まった。

■ 高齢者事故の主な特徴

● 高齢運転者

道路別に見ると、区市町村道での発生が3,312件・45.1%で最多、以下都道が2,842件・38.7%、国道が684件・9.3%となっており、事故類型別では、追突が2,038件・27.7%、出会頭が1,551件・21.1%、右折時が724件・9.8%であった。高齢運転者が関与した交通死亡事故では、すべての事故で何らかの法令違反があった。

以上のことから、東京都内での高齢運転者が関与した事故には、次の特徴があると言える。

- ・ 大きな幹線道路よりも比較的道幅の狭い区市町村道で多く発生している。
- ・ 安全不確認に起因する追突や出会頭事故が多い。

● 高齢歩行者

高齢歩行者の死亡者は44名であった。事故類型別に見ると、横断歩道横断中が19人・43.2%、横断歩道付近横断中が1人・2.3%、その他が16人・36.4%であり、道路別では、区市町村道が22人・50.0%、都道が16人・36.4%、国道が6人・13.6%であった。また、道路形状別では、交差点又は交差点付近が32人・72.8%と、圧倒的に多かった。さらに、発生時間帯別では、10時～12時が10人・22.7%、18時～20時が8人・18.2%であった。

事故の犠牲となった44人のうち、22人に横断禁止場所の横断等何らかの法令違反があった。高齢歩行者には、比較的道幅の狭い道路であっても安易に横断することなく、横断歩道のある場所を青信号に従って安全を確認したのちに横断するといった指導を徹底していく必要がある。

■ 警視庁における高齢者交通安全対策

● 高齢運転者に対する交通安全対策

・ 高齢運転者対象の運転実技教室

運転適性検査の結果に基づき、「交通安全教育センター」の教習コースにおいて自車持ち込みによる実技講習を定期的に行っている。また、65歳以上のタクシードライバーを対象にした交通安全教室を随時実施している。

・ TOKYOドライブ・トレーニング・キャンペーン

高齢運転者に対し、運転の練習を習慣付ける取組として、自動車教習所等の専門機関において年に1回程度は運転教習を受講するよう呼び掛けている。また、運転に自信が持てなくなった人には運転免許の自主返納を考慮してもらうなど多角的に交通安全を呼び掛けている。

・ セーフティー・ドライバー・コンテスト

自動車安全運転センターと連携し、タクシー事業者やトラック事業者等の参加を奨励して、運転手3人1組で半年間無事故・無違反を目指すコンテストを実施している。

● 高齢歩行者に対する交通安全対策

・ 反射材直接貼付活動とワンポイントアドバイス

高齢者が日常生活で訪れる商店街や銀行周辺等において、靴に反射材シールを直接貼付し、反射材の普及を図るとともに、交通安全のワンポイントアドバイスを実施している。

また、特に夜間は運転者側から歩行者が発見しづらいため、明るい色の服を着用することや、できるだけ街路灯などのある明るい場所を選んで歩くよう呼び掛けている。

・ 現場指導と家族への協力

違反行為をするなど交通上の危険性が認められる高齢者の発見に努め、発見時は現場においてタイムリーな指導を行っている。また、発見される頻度や指導に対する理解度などから、家族の支援が必要と思われる場合は、戸別訪問や電話などにより、家族の協力を呼び掛けている。

・ 高齢者交通指導員の委嘱

高齢者宅を訪問しての交通安全教育や横断歩道における高齢者の保護誘導活動等を目的として、平成16年から地域で交通安全活動に従事するボランティアを高齢者交通指導員として委嘱している。約1,600名がいて、毎年、指導員研修を開催し、交通指導員の士気の高揚と活動の活性化を図っている。

● 関係機関・団体との連携

・ 高齢者運転免許返納サポート協議会

運転免許の自主返納を支援するとともに、高齢化社会の進展に伴う高齢運転者による交通事故防止を支援する目的で平成20年に設立した。平成29年度末現在で108企業・団体が参加し、運転経歴証明書の取得者に対する商品の割引等の優待を通じて、高齢運転者の交通事故防止を支援する活動を展開している。

- ・ 全日本デリバリー業安全運転協議会
高齢者の出前利用を見込み、同協議会の協力を得て、配達商品とともに交通安全情報チラシ等を各戸に配達することで、交通安全教育や交通安全広報に接する機会の少ない高齢者に対しても、交通事故防止を図っている。
- ・ その他
高齢者が日頃使用することの多いバスや銀行、福祉関係の事業者などが加盟する各種協会を通じて、車内や事業所等に交通安全ポスターを掲示し、チラシを置くなどの活動をしている。
- 広報啓発活動
 - ・ 各種広報媒体を活用した情報発信
高齢者が関与する重大事故発生時には、各署を経由しての新聞折込み、ネットワークを活用した各自治体への情報発信、高齢者運転免許返納サポート協議会等関係団体へのメール配信など、幅広い広報媒体を活用して情報を発信し、事故の再発防止を図っている。
 - ・ 啓発ビデオの放映等による広報啓発
街頭大型ビジョンや電光掲示板による注意喚起映像や、デジタルサイネージを利用し、高齢者の危険行動を分かりやすく収録した啓発ビデオを放映することで、不特定多数の都民への広報啓発を行っている。
 - ・ 高齢者交通事故防止アドバイザー
健康・防災・介護に関して高い見識を持ち、高齢者に対しても的確なアドバイスが期待できるとして、フリーアナウンサーの生島ヒロシ氏を高齢者交通事故防止アドバイザーに任命し、警視庁が主催する各種イベントに出席してもらい、また、同氏が出演しているラジオ番組で交通安全に関する情報発信をしてもらっている。

■ まとめ

今後ますます高齢者人口が増加し、交通事故の当事者となる危険性を秘めている。したがって、高齢者のみに対する交通安全教育や働きかけだけでは限界がある。

警視庁では、車やバイク、自転車を運転するすべての人に対して、歩行者優先・歩行者保護を強く訴えかけていく。そして、思いやり・譲り合いの心を根付かせ、誰もが安全で安心して通行できる道路環境構築のため、実効性のある施策を継続するとともに、新たなアイデアを追求しながら交通事故の減少を図っていく。

おわりに

以上、「人と車」誌記事から、警視庁交通部並びに同部・金子管理官の高齢者交通安全施策に関する考え方の骨子を紹介したが、各会員会社内の安全施策に加え、今後ともチラシ配布等による社会貢献活動を通じて、高齢者事故防止に努めていただきたい。

以上